

# 化学物質安全データシート

旭梱包運輸株式会社 工業薬品部  
住所 福岡県北九州市小倉北区西港 125  
電 話 093-592-3357  
作成日 平成 15 年 9 月 10 日  
改定日 平成 29 年 6 月 1 日

---

化学物質の名称                      ポリ硫酸第二鉄液

---

## 物質の特定

単一製品・混合物の区別                      : 単一製品  
化学名    : ポリ硫酸第二鉄液(Polyferric Sulphate Solution)  
成分及び含有量                                      : Fe<sup>3+</sup> 11%以上  
化学式又は構造式                                      : [Fe<sub>2</sub>(OH)<sub>n</sub>(SO<sub>4</sub>)<sub>3-n/2</sub>]<sub>m</sub> 但し n < 2, m > 10  
官報公示整理番号                                      : 化審法 1-359 安衛法 なし  
C A S N o .    : 51434-22-1  
国連分類及び国連番号                                      : いずれも記載なし

---

## 危険有害性の要約

### GHS 分類

爆発物    : 分類対象外  
可燃性又は引火性ガス                                      : 分類対象外  
    (化学的に不安定なガスを含む)  
エアゾール    : 分類対象外  
支燃性/酸化性ガス類                                      : 分類対象外  
高圧ガス    : 分類対象外  
引火性液体    : 区分外  
可燃性個体    : 分類対象外  
自己反応性化学品                                      : 分類対象外  
自然発火性液体    : 区分外  
自然発火性個体    : 分類対象外  
自己発熱性化学品                                      : 区分外  
水反応可燃性化学品                                      : 分類対象外  
酸化性液体    : 区分外

酸化性個体	: 分類対象外
有機化酸化物	: 分類対象外
金属腐食性物質	: 分類できない
急性毒性（経口）	: 区分 5
急性毒性（経皮）	: 分類できない
急性毒性（吸入：気体）	: 分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）	: 分類対象外
急性毒性（吸入：粉塵）	: 分類対象外
急性毒性（吸入：ミスト）	: 分類できない
皮膚腐食性/刺激性	: 区分 1C
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分 1
呼吸器感作性	: 分類対象外
皮膚感作性	: 分類対象外
生殖細胞変異原性	: 分類対象外
発がん性	: 分類対象外
生殖毒性	: 分類対象外
標的臓器・全身毒性（単回暴露）	: 分類対象外
標的臓器・全身毒性（反復暴露）	: 分類対象外
吸引力呼吸器有害性	: 分類対象外
環境に対する有害性	
・水生環境有害性（急性）	: 区分外
・水生環境有害性（慢性）	: 区分 3
オゾン層への有害性	: 区分外

---

## GHS ラベル要素



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 飲み込むと有毒（経口） : 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 : 長期的影響により水生生物に有害
注意書き	<b>【安全対策】</b> ・使用前に SDS を読み安全注意を理解するまで取扱わないこと。 ・他の容器に移し替えないこと。 ・取扱った後は、手、顔などをよく洗うこと。 ・指定された個人用保護具（安全帽、保護眼鏡、保護面、呼吸

器用保護具、保護手袋、保護衣、保護長靴など）を着用すること。

- ・この製品を使用する時には、飲食及び喫煙をしないこと。
- ・環境への放出を避けること。

#### 【救急処置】

- ・飲み込んだ場合には、飲料水を大量に飲ませること。
- ・吸入した場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・皮膚（または毛）にかかった場合は、直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には、洗濯すること。
- ・皮膚に付着した場合、目に入った場合、飲み込んだ場合、吸入した場合は、直ちに医師に連絡すること。

#### 【保管】

- ・耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。
- ・施錠して保管すること。

#### 【廃棄】

- ・内容物または容器を廃棄する場合は、都道府県の規則に従うこと。
- ・使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

---

### 応急措置

眼に入った場合	直ちに多量の清浄な水で洗眼し、専門医の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	水洗いする。
吸入した場合	新鮮な空気のある場所へ移動し、気分が悪い場合は直ちに医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	飲料水を大量に飲ませる。直ちに医師の診断を受ける。

---

### 火災時の措置

消火方法	不燃性にて該当せず。
消化剤	不燃性にて該当せず。
その他	初期の周辺火災の場合には、移動可能な容器を速やかに安全な場所に

移動する。  
移動不可能な場合は、多量の水をかけて冷却する。

---

#### 漏出時の措置

環境保護対策	少量の場合は水で洗い流す。 多量の場合は、盛土、溝を掘る等の手段で漏出を防止し、河川、水田等への流出を極力防止する。万一大量に流出し一般市民、水棲生物への影響が懸念される場合には、直ちに関係官庁、供給者へ連絡する。
流出物の処理	出来るだけ空容器へ回収し、回収不能分については消石灰、炭酸カルシウム、ソーダ灰等を用いて中和する。中和処理後、残留固形物は空容器に回収し産業廃棄物として処理する。

---

#### 取扱い及び保管上の注意

取扱、注意事項	眼や皮膚に触れないよう、保護具を着用する。 次亜塩素酸ソーダ、サライ粉、塩素系漂白剤、カルキと混合すると有害な塩素ガスを発生する。
容器包装材料	SUS304 グレード以上のステンレススチール、塩化ビニール、ポリエチレン、FRP、ゴムライニング容器等、必要な強度をもった対酸性材質のタンクや容器に保管する。鉄、真鍮などの銅合金に対し腐食性がある。 配管、接続部分にも対酸性材料を使用する。また、漏出事故の生じない様な構造や、万一漏出した場合にも速やかに対策の取れる装置的工夫を講じる。
保管場所	-5℃以下では凍結することがあり、配管等に凍結防止対策が必要。

---

#### 暴露防止措置

管理濃度	なし
許容濃度	なし
設備対策	配管、バルブ、ポンプ、接続部分等には対酸性の材質（SUS304グレード以上のステンレススチール、塩化ビニール、ポリエチレン、FRP、ゴムライニング）を使用する。 屋内外ともタンクを設置する場合は、防液堤を設置する。 漏出時に備えて土壌、中和剤を常備する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄等の設備を必用に応じて

保護具	呼吸用保護具	設置する。
	保護眼鏡	特に必用なし
	保護手袋	飛散からの防護のため着用。
	保護衣	耐酸性用手袋着用。
		必要に応じて飛散から防護のため着用。

#### 物理／化学的性質

外観、臭気	赤褐色または乳茶褐色の液体で無臭
沸 点	108℃
凝固点	-12℃±1℃
溶解度	水に任意の割合で易溶
粘 度	18～40 C P S

#### 危険性情報

引火点、発火点、爆発限界、可燃性について、いずれもなし  
 発火性（自然発火性・水との反応性）なし 酸化性なし  
 自己反応性・爆発性なし 粉塵爆発性なし  
 常温保管においては安定、ただし次亜塩素酸ソーダ、サライ粉、塩素系漂白剤、カルキと混合すると有害な塩素ガスを発生する。  
 危険有害な分解生成物：データなし

#### 有害性情報（人体についての症例など）

皮膚刺激性	刺激がある。
眼刺激性	刺激がある。
呼吸器刺激性	データなし。
急性毒性	経口 マウス LD50 半数致死量 2000mg/kg 以上 註) LD50 (LD50 Lethal Dose) 検体を試験動物に投与した時の 48時間の死亡率が50%である時、動物の体重1kg当たりの投与量。

#### 環境影響情報

分解性	加水分解により水酸化物の沈殿を生じる。
魚毒性	ヒメダカ LC50 半数致死濃度 24時間 T L m 260ppm 48時間 T L m 170ppm

その他

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の施行令別表 1 に掲げる有害液体物質 Z 類

註) T L m (Median Tolerance Limit) 供試魚の 50%が致死する濃

度

---

#### 廃棄上の注意

消石灰、炭酸カルシウム、ソーダ灰等のアルカリ類で中和後、産業廃棄物として処理する。  
廃棄の際は「廃棄の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁法」等関係法令を遵守する。

---

#### 輸送上の注意

国内規制 海上輸送については何人も海域において船舶から排出してはならない。

安全対策及び条件

取扱い及び保管上の注意並びに暴露防止措置に準ずる。

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準と同等の強度を持つ対酸性の容器にて運搬する。

---

#### 適用法令

海洋汚染防止法	: 政令別表第一有害液体物質 Y 類物質
労働安全衛生法	: 規定対象物質 352 号
毒物及び劇物取締法	: 該当しない
化学物質管理促進法 (PRTR 法)	: 該当しない

---